

中小企業者資金繰り支援事業（信用保証料補助）

1. 必要性・目的

経済状況の急激な悪化により、売上高や利益率が減少するなど事業経営に深刻な影響を受けている市内中小企業者が、七尾市事業資金融資制度を活用し、石川県信用保証協会の保証を得て融資を受けた場合に、市が信用保証料の一部を補助することにより中小企業者の負担を軽減し、経営の安定を図る。

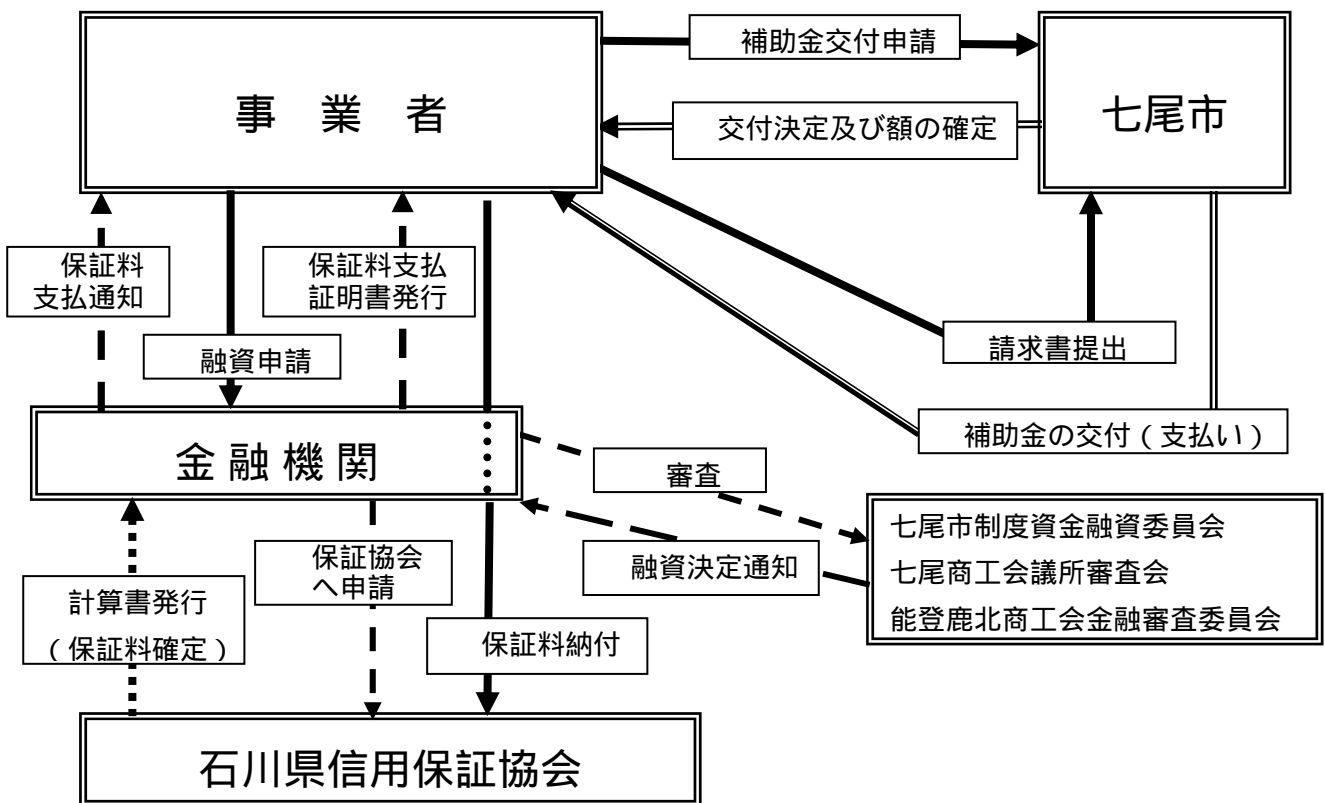
2. 対象者

七尾市事業資金融資制度を活用して、石川県信用保証協会の保証を得て融資を受け、信用保証料を一括納入した市内で事業を営む者。

3. 補助内容

信用保証料の全額（上限10万円）

4. 事務フロー



5. 事務処理上の要点 番は事務フロー番号を参照

事業者は、金融機関を通し、石川県信用保証協会に保証料を納付する。

金融機関は、借入金額等を明記した、七尾市が定める様式（様式第2号）の証明書を発行する。【保証料徴収依頼書または保証料計算書等の、証明書発行の根拠となる資料（原本ではなく写し）を添付】

事業者は、交付申請書（様式第1号）に の証明書と徴収依頼書または計算書の写しを添付して七尾市に提出する。

七尾市は事業者から提出された申請書を受理後審査し、審査完了後に交付決定及び額の確定通知（様式第3号）を交付する。

事業者は、七尾市に請求書（様式第4号）を提出する。

七尾市は請求書に基づき事業者に対し補助金確定金額分を支払う。